

議第1号

香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成24年9月18日

提 出 者	竹 内 資 浩	岡 本 富 治
	杉 本 直 樹	川 端 正 義
	岸 本 泰 治	西 沢 貴 朗
	児 島 多 宏 思	岡 笠 井 国 佑 利
	喜 多 本 宏 孝	笠 井 若 田 祐 二
	樫 寺 井 正 邨	藤 有 持 南 元 益 治
	藤 北 島 勝 也 生	有 木 元 南 木 田 山 見 博 正 哲 尚
	南 重 清 佳 之 亨 雄 文 博 英	
	三 中 来 森 大	
	山 代 田 西	

徳島県議会議長 榎 本 孝 殿

## 香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書

去る8月15日、香港の民間団体である「保釣行動委員会」の船が我が国領海に侵入し、乗組員の一部が、尖閣諸島の魚釣島に不法上陸した。

今回の不法上陸に関しては事前に予告があり、政府としても対応方針を決めていたはずであるにもかかわらず、不法上陸させることとなった上に、海上保安庁の巡視船に対してレンガ等を投げつけるなど、明らかに他に罪を犯した嫌疑があるにもかかわらず、出入国管理及び難民認定法第65条を適用し強制送還としたことは極めて遺憾である。

最近では、これ以外にも、メドヴェージェフ首相の北方領土上陸、李明博大統領の竹島上陸が相次いで行われるなど我が国の主権が脅かされている。

このような中、政府は、9月11日に地権者と売買契約を締結し、尖閣諸島の魚釣島、北小島、南小島を国有化したとの報道がなされたところである。

よって、国においては、日本の国家主権を断固として守るために、次の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 今後、同様の事案があった場合、出入国管理法及び難民認定法第65条を適用することなく厳正に刑事手続を進めること。また、中国に対し、断固たる抗議を行うとともに再発防止を強く求めること。
- 2 尖閣諸島及びその海域の警備態勢・方針を抜本的に見直すとともに、領土・領海を守るために必要な法制度の整備、関係機関との連携、装備・人員の手当て等の拡充を急ぐこと。また、南西諸島防衛を強化する施策を実行すること。
- 3 施設の整備などを通じた尖閣諸島の有人化と海の有効活用を図ること。
- 4 尖閣諸島は歴史的にも国際法的にも我が国固有の領土であり、そもそも領土問題は存在しないという明確な事実を国際社会に示す外交努力を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先  
衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
法 務 大 臣  
外 務 大 臣  
財 務 大 臣  
国 土 交 通 大 臣  
防 衛 大 臣  
内 閣 官 房 長 官  
協力要望先  
県 選 出 国 会 議 員

議第2号

李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に対韓国外交の見直しを求める  
意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成24年9月18日

提出者

竹	内	資	浩	岡	本	富	治
杉	本	直	樹	川	端	正	義
岸	本	泰	治	西	沢	貴	朗
児	島	宏	勝	岡	井	佑	樹
喜	多	正	思	笠	若	国	利
樫	本	正	孝	丸	田	祐	二
寺	井	勝	邇	藤	持	元	治
藤	田	也	豊	有	南	益	生
北	島	生	也	木	木	征	美
南	清	之	生	元	田	章	生
重	木	亨	之	岡	山	理	絵
三	山	雄	亨	福	見	博	守
中	代	文	文	嘉	丸	正	之
来	田	博	博	岩	尾	哲	史
森	西	章	英	長	本	尚	見
大				森			樹

徳島県議会議長

榎本 孝 殿

李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府  
に対韓国外交の見直しを求める意見書

韓国の李明博大統領は、去る8月10日に島根県の竹島に上陸した。このような行為は、これまで連綿と築き上げられてきた日韓の信頼関係を根本から覆すものであると言わざるを得ない。政府はこの事態を深刻に受けとめ、韓国に対し、我が国の断固たる抗議の意思を伝えるとともに、早急に対応方針を固め、毅然とした措置をとらねばならない。

また、李大統領は、同月14日、天皇陛下の韓国訪問に言及し、「韓国を訪問したいなら、独立運動で亡くなった方々に対し心からの謝罪をする必要がある」と述べた。そもそも、天皇陛下の韓国訪問については、李大統領が平成20年に来日した際、両陛下に直接招請したものであるにもかかわらず、今回、『『痛惜の念』などという単語ひとつを言いに来るのなら、訪韓の必要はない』と発言したことは、極めて礼を失するものであり、到底容認し得ない。本県議会としては李大統領の一連の言動を看過することはできない。政府は韓国に対して李大統領の謝罪及び撤回を強く求めるべきである。

さらに、李大統領は同月15日の「光復節」での演説で、いわゆる従軍慰安婦問題についても言及し、「日本の責任ある措置を求める」などと述べたが、そもそも1965年の日韓基本条約において、いわゆる従軍慰安婦問題等を含めた諸問題は「完全かつ最終的に解決」されている。そうであるにもかかわらず、昨年12月に李明博大統領が来日した際に、いわゆる従軍慰安婦問題について、野田首相が「人道的な見地から知恵を絞っていきたい」と発言をしたことが、今回の大統領の発言の一因とも言える。

よって、国においては、竹島問題の重要性に鑑み、韓国の行動に歯止めをかけるために、国際司法裁判所（ICJ）提訴にとどまらず、日韓通貨協定更新の見直しなど、対韓国外交の総合的見直しを含め、さらなる外交努力を行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先  
衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
外 務 大 臣  
内 閣 官 房 長 官  
協力要望先  
県 選 出 国 会 議 員